

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、村、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響に伴い、失業、休業、自宅待機などを余儀なくされ、生活への不安や生活資金の不足、納税などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。様々な制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

## 生活支援に関すること ★…西郷村単独事業

| 相談内容         | 名称                                  | 内容                   | 対象者・要件  | 相談窓口   |                                      |
|--------------|-------------------------------------|----------------------|---|--|--------------------------------------|
| 貸付           | ⇒ 休業したことで家計が厳しい                     | <b>緊急小口資金</b>        | 貸付上限：20万円以内<br>据置期間：1年以内<br>償還期間：2年以内<br>無利子・保証人不要                                    | 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯<br>*償還免除特例あり | 西郷村社会福祉協議会<br>☎ 25-5454              |
|              | ⇒ 失業したことで家計が厳しい                     | <b>総合支援資金</b>        | 貸付上限：2人以上 月20万円以内<br>単身 月15万円以内<br>貸付期間：3か月以内<br>据置期間：1年以内<br>償還期限：10年以内<br>無利子・保証人不要 | 失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯<br>*償還免除特例あり         |                                      |
|              | ⇒ 保育園、学校等の臨時休業等により、一時的に就労収入が減ってしまった | <b>母子父子寡婦福祉貸付金</b>   | (生活資金枠)<br>貸付限度額：<br>月額105,000円<br>無利子  | 父または母がいない世帯  |                                      |
|              | ⇒ 経済的な理由で、学校に通いたいが通えない              | <b>★西郷村緊急修学援助奨学金</b> | 貸付限度額：<br>① 高校等 最大30万円<br>② 大学等 最大50万円<br>返済期間<br>① 最大5年 ② 最大8年4か月<br>無利子             | ・在学中でコロナウイルスに伴う経済的理由により借受を必要とする方<br>・村税等の滞納がないこと等    |                                      |
| 給付           | ⇒ 一律10万円を支給する給付金                    | <b>特別定額給付金</b>       | すべての住民に1人につき一律10万円を給付   | 住民基本台帳に記録されている全ての住民                                  | 生涯学習課<br>☎ 25-7555                   |
|              | ⇒ 子育て世帯の生活支援                        | <b>子育て世帯臨時特別給付金</b>  | 児童1人につき1万円を支給   | 令和2年3月31日時点で児童手当（特例給付を除く）を受給している方<br>*所得制限あり         | 福祉課<br>☎ 25-1509                     |
|              |                                     | <b>★子育て世帯臨時生活支援金</b> | 児童1人につき1万円を上記給付金に乗せして支給   |  |                                      |
|              | ⇒ 休業、失業したことで家計が厳しい                  | <b>★臨時生活支援金</b>      | 休業や失業等により生活に困り生活資金の貸付を受けた世帯に1世帯あたり5万円を支給  | 緊急小口資金、総合支援金の貸付を受けた世帯                                |                                      |
|              | ⇒ 廃業や離職等で収入が減り、住居を失うかもしれない          | <b>住居確保給付金</b>       | 給付額：33,000円～51,480円<br>支給期間：原則3ヶ月（最長9ヶ月）  | 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度にある方               | 生活自立サポートセンター 県南事務所<br>☎ 0247-57-7141 |
|              | ⇒ 大学等の授業料が支払えない                     | <b>高等教育修学支援制度</b>    | 授業料・入学金の減免<br>給付型奨学金の支給   | コロナウイルスの影響を受け、家計が急変した学生など（住民税非課税世帯、それに準ずる世帯など）       | 日本学生支援機構相談センター<br>☎ 0570-666-301     |
| ⇒ マスクを入手できない | <b>★マスクの配布</b>                      | 郵便はがきによる引換券で、マスクの配布  | 全世帯   | 総務課<br>☎ 25-1112                                     |                                      |
|              | <b>★布マスクの配布</b>                     | 布マスクの配布              | 保育・幼稚園児、小中学生、妊産婦  |  |                                      |

| 相談内容                                    | 名称                   | 内容  | 対象者・要件   | 相談窓口               |
|---|----------------------|---|--|--------------------|
| ⇒ コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより、療養のため働くことができなかった | <b>傷病手当金（国民健康保険）</b> | 手当額：<br>直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 | 西郷村の国民健康保険加入者でかつ支給要件を満たしている方<br>*上記以外の方については、ご加入の健康保険の保険者へご確認ください。         | 住民生活課<br>☎ 25-1449 |
| ⇒ 失業等により社宅や寮を退去させられ、住む場所がない             | <b>★定住促進住宅の一時提供</b>  | 定住促進住宅を原則1年以内、一時的に提供（5室まで）                    | 失業等により社宅や寮を退去させられた方  | 建設課<br>☎ 25-1117   |
| ⇒ コロナウイルスの影響で職を失ってしまった                  | <b>★緊急雇用</b>         | コロナウイルス感染拡大を受け、緊急雇用対策として、西郷村会計年度任用職員を募集       | 村内在住者又は実家が村内にある方で、コロナウイルスの影響により、採用内定を取消となった方又は職を失った方（廃業も含む）、著しく経済的な影響を受けた方 | 総務課<br>☎ 25-1112   |

## 猶予・減免に関すること ★…西郷村単独事業

| 相談内容                     | 名称                   | 内容                                  | 対象者・要件  | 相談窓口               |
|--------------------------|----------------------|-------------------------------------|---|--------------------|
| ⇒ 村の税金の納付が難しい            | <b>徴収猶予の特例</b>       | 無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。<br>猶予期間：最大1年間 | コロナウイルスの影響により、①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少、②一時に納税を行うことが困難のいずれも満たす方 | 税務課<br>☎ 25-1113   |
| ⇒ 上下水道料金の納付が難しい          | <b>★上下水道料金の支払の猶予</b> | 上下水道料金の支払の猶予                        | コロナウイルスの影響により損失を受け、上下水道料金の支払いが困難な方                                | 上下水道課<br>☎ 25-2962 |
| ⇒ 村の奨学金の返還が難しい           | <b>★奨学金の返還の猶予</b>    | 猶予期間：原則1年の範囲内                       | 村奨学資金の貸与を受けた方で、コロナウイルスの影響により失業もしくは収入減少により、奨学金の期限内での返還が困難な方        | 生涯学習課<br>☎ 25-2371 |
| ⇒ 村営住宅及び定住促進住宅の家賃の支払が難しい | <b>★村営住宅等家賃減免措置</b>  | 減免期間：1年以内<br>猶予期間：3か月以内             | コロナウイルスの影響により、休業や事業縮小、小学校等の臨時休校等の休暇取得等により収入が著しく減少した方              | 建設課<br>☎ 25-1117   |

## その他相談（村民・事業者共通）

| 相談内容                               | 相談窓口                              | 問い合わせ先  |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| ⇒ 感染したかもしれない                       | <b>帰国者・接触者相談センター</b>              | 帰国者・接触者相談センター<br>☎ 0120-567-747<br>毎日（24時間／土日祝日含む）  |
| ⇒ 感染症予防の方法などを知りたい                  | <b>新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口</b>       | 西郷村一般相談窓口（健康推進課）<br>☎ 0248-25-1115<br>平日のみ 8時30分～17時15分<br>福島県一般相談（コールセンター）<br>☎ 0120-567-177<br>平日8時30分～21時 土日祝日8時30分～17時15分 |
| ⇒ 感染症の流行や長期的な自粛により、心にストレスや不安を感じている | <b>新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口</b> | こころの電話（福島県精神保健福祉センター）<br>☎ 024-535-5560<br>平日 9時～17時  |

# 事業者のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、村、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響に伴い、事業継続、雇用関係、納税等でお困りの事業者のみなさまへの支援を実施しています。様々な制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

### 事業支援に関すること

★…西郷村単独事業

| 相談内容                                      | 名称                 | 内容   | 対象者・要件  | 相談窓口   |
|---|--------------------|--|---|--|
| 貸付<br>資金繰りのため融資を受けたい<br>村独自の融資制度があれば利用したい | ⇒ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 融資限度額：<br>国民生活事業 <b>6,000万円</b><br>(小規模事業者向け)<br><br>中小企業事業 <b>3億円</b><br>(中小企業向け)<br><br>返済期間<br>運転資金 15年以内<br>設備資金 20年以内 | コロナウイルスの影響を受けた中小企業、小規模事業者で次のいずれかに該当する方<br>①最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方<br>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方<br>・過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高<br>・令和元年12月の売上高<br>・令和元年10月から12月の平均売上高 | 日本政策金融公庫<br>(国民生活事業)<br>☎ 024-923-7140<br>(中小企業事業)<br>☎ 024-522-9241 |
|   | ⇒ 新型コロナウイルス対策マル経融資 | 融資限度額： <b>1,000万円</b><br><br>返済期間<br>運転資金 7年以内<br>設備資金 10年以内<br>無担保・無保証人   | 商工会等で経営指導を受けた小規模事業者で、最近1ヶ月の売上が前年または前々年と比較して5%減少している方  | 西郷村商工会<br>☎ 25-1266  |
|   | ⇒ ★西郷村中小企業経営合理化資金  | 1企業： <b>1,000万円以内</b><br><br>返済期間<br>運転資金 10年以内<br>設備資金 10年以内  | ・1年以上村内に居住<br>・同一事業を1年以上経営<br>・コロナウイルスにより減収し、セーフティネットの認定を受けていること  | 産業振興課<br>☎ 25-1116<br><br>西郷村商工会<br>☎ 25-1266                        |

|   |                 |   |  |   |
|---|-----------------|---|--|---|
| 給付<br>自粛などで売上が半減してしまった<br>従業員に仕事を休んでもらうなら<br>子どもがいる従業員のために<br>個人事業主で子どもがいる場合<br>休業、自粛などで売上が下がってしまった | ⇒ 持続化給付金        | 給付額：<br>法人 <b>200万円</b><br>個人事業主 <b>100万円</b><br>*昨年1年間の売上からの減少分を上限   | コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方                            | 持続化給付金事業コールセンター<br>☎ 0120-115-570             |
|   | ⇒ 雇用調整助成金       | 休業手当等の一部を助成<br><br>中小企業 <b>4/5</b><br>大企業 <b>2/3</b><br><br>解雇を行わなかった場合<br>中小企業 <b>9/10</b><br>大企業 <b>3/4</b> | コロナウイルスの影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための従業員に休業手当を支給した場合など | ハローワーク白河<br>☎ 24-1256                         |
|   | ⇒ 小学校休業等対応助成金   | 助成額：労働者1人1日つき <b>8,330円上限</b><br>助成率： <b>10/10</b>  | 臨時休業などをした小学校等に通う子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇を取得させた事業主に支給           | 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター<br>☎ 0120-60-3999      |
|   | ⇒ 小学校休業等対応支援金   | 助成額：<br>就業できなかった日1日につき <b>4,100円</b>  | 臨時休業などをした小学校等に通う子供の世話が必要となり休業をした個人事業主またはフリーランスに支給              | 産業振興課<br>☎ 25-1116<br><br>西郷村商工会<br>☎ 25-1266 |
|   | ⇒ ★西郷村事業継続支援給付金 | 1事業者<br>支援金額： <b>10万円</b>   | コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で20%以上減少した西郷村内の中小企業（飲食業、旅館業、旅客業）、小規模事業者  |   |

| 相談内容                            | 名称                       | 内容   | 対象者・要件   | 相談窓口                               |
|---------------------------------|--------------------------|--|--|------------------------------------|
| 給付<br>福島県の休業要請に基づいて休業、短縮営業をした場合 | ⇒ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 | 給付額：<br>1事業所につき <b>10万円</b><br>賃借物件で営業の場合 <b>10万円加算</b><br>賃借物件で複数事業所の場合 <b>20万円加算</b> | 緊急事態措置の期間のうち、県の対象となっている業種で、少なくとも令和2年4月28日から5月6日までの間、施設の休止または営業時間の短縮をしていること | 福島県緊急事態措置コールセンター<br>☎ 024-521-8643 |

### 猶予・減免に関すること

★…西郷村単独事業

| 相談内容   | 名称              | 内容                                      | 対象者・要件  | 相談窓口                    |
|--|-----------------|---|---|-------------------------|
| 猶予<br>村の税金の納付が難しい<br>県の税金の納付が難しい<br>国の税金の納付が難しい<br>上下水道料金の納付が難しい | ⇒ 徴収猶予の特例       | 無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。<br><br>猶予期間：最大1年間 | コロナウイルスの影響により、①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少、②一時に納税を行うことが困難のいずれも満たす方 | 税務課<br>☎ 25-1113        |
|  | ⇒ 国税の納税猶予の特例    | 無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。<br><br>猶予期間：最大1年間 |   | 県南地方振興局県税部<br>☎ 23-1514 |
|  | ⇒ ★上下水道料金の支払の猶予 | 上下水道料金の支払の猶予                            |   | 白河税務署<br>☎ 22-7111      |
|  | ⇒               | コロナウイルスの影響により損失を受け、上下水道料金の支払いが困難な方      |   | 上下水道課<br>☎ 25-2962      |

### その他相談

| 相談内容   | 相談窓口                  | 問い合わせ先   |
|--|-----------------------|--|
| ⇒ 雇用調整助成金のことを詳しく知りたい、休業、休業手当を知りたいなど労務の相談をしたい | ⇒ 労務に関する無料電話相談        | 福島県社会保険労務士会<br>☎ 024-526-2270<br>平日（祝日を除く）9時～16時   |
| ⇒ 中小企業、小規模事業者、農林業者向けの融資制度や申し込み手続きについて知りたい    | ⇒ 事業資金相談ダイヤル          | 事業資金相談ダイヤル（日本政策金融公庫）<br>☎ 0120-154-505<br>平日9時～17時   |
| ⇒ コロナウイルスの影響を受けて、資金繰りや経営、雇用、就労に関する相談をしたい     | ⇒ 商工関係事業所相談           | 西郷村商工会 ☎ 0248-25-1266<br>福島県経営金融課 ☎ 024-521-7288<br>福島県雇用労政課 ☎ 024-521-7290<br>平日 8時30分～17時15分 |
| ⇒ コロナウイルスの影響による法的な問題などについて弁護士に相談したい          | ⇒ 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル | 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル<br>☎ 0570-001-240<br>つながらない場合 0570-073-567<br>平日10時～12時、13時～16時            |
| ⇒ 西郷村商工会会員向け社会保険労務士に労務管理や賃金制度、雇用調整助成金の相談をしたい | ⇒ 西郷村商工会              | 西郷村商工会 ☎ 0248-25-1266<br>毎週火曜日 13時から17時<br>*事前申込が必要になります                                       |

支援制度の内容は、令和2年5月7日現在の内容のものとなっています。ご紹介した支援制度は、内容が日々更新されているものがありますので、最新の情報をお確かめください。なお、西郷村ホームページにて、随時内容を更新した電子版を掲載しています。